事　務　連　絡
令和２年３月３１日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄法人担当課
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
厚生労働省労働基準局監督課

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた私立学校における業務体制の確保について（第２報）

新型コロナウイルス感染症対策に関しては，本年３月２日から春季休業まで小学校等の一斉臨時休業を要請したところですが，休業期間中の私立学校における業務体制については，確保に努めていただくようお願いしたところです（令和２年３月６日付け文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡）。今後も，学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合等には，当該学校の臨時休業を行うなど，学校の臨時休校を行うことがあり得ますが，各学校法人等及び学校においては，私立学校における業務体制の確保について，下記の留意事項を踏まえ，引き続き適切に対応いただくようお願いします。

また，都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては，下記を踏まえ，所轄する学校法人等において適切な労務管理が行われるよう指導・助言に努めていただくようお願いします。

都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて，その設置する学校に対して，文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，本件について周知をお願いします。

記

１．学校の臨時休業においては，各地域や学校の実情に応じ，教職員（非常勤である者も含む。以下同じ。）全体の働く場の確保を図るとともに，組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

具体的には，授業がない場合であっても，教員の場合は担当する授業科目の準備や児童生徒の家庭学習の支援，学校用務員の場合は学校施設の修繕，給食調理員の場合は給食調理場等の清掃，消毒，寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒，寄宿舎運営に係る検討等の業務，特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ，休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり，各学校法人等において，当該教職員についてはその労働の実態や学校の運営状況等を踏まえながら，適切に対応すること。

また，これが困難である場合には，例えば，本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど，適切に対応することが考えられること。

特に，非常勤の教職員については，学校の休業期間中の雇用や給与について本人に十分説明することが求められること。

２．それでもなお，学校の臨時休業など新型コロナウイルスに関連して教職員を休業させる場合には，欠勤中の賃金の取り扱いについて，労使で十分に話し合った上で，休業する教職員本人への説明の機会を確保するなど，十分な対応を行うこと。

３．学校の臨時休業に伴い，教職員について休業させた場合において，当該教職員が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当するときは，労働基準法第 26 条に規定する休業手当の対象となる可能性があるため，必要に応じて労働基準監督署と相談のうえ，適切に対応すること。

（参考）　労働基準法第 26 条では，使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては，使用者は，休業期間中当該労働者に，その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならないと規定しています。一般的に，労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休ませている場合等，事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしても，なお避けることのできない休業であるとはいえない場合は，休業手当の支払いが必要となります。

４．例えば，休業手当を支払わなければならないにもかかわらず支払っていないなど，上記を踏まえない対応が行われた場合には，労働基準法等の法令に違反する可能性があるため，適切な労務管理が行われるよう対応する必要があること。

＜本件連絡先＞
（学校法人全般について）
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
０３－５２５３－４１１１（内線２５３３）

（労働基準法上の休業手当について）
厚生労働省労働基準局監督課企画・法規係
０３－５２５３－１１１１（内線５４２４）